

研究資料

狩野芳崖の書状

—十一月六日（安政四年）付—

關千代

(一)

ここに掲げる一通の書状は、狩野芳崖が岳父田原俊貞に宛て認めたもので、芳崖の曾孫にあたる狩野弘氏^{註1}の所蔵になる。

書状末尾に十一月六日の日付が入り、その内容より推して安政四年（一八五七）十一月六日であることが確認される。

芳崖（八二八）は衆知の如く、明治初期を代表する日本画界の逸物だが、その足跡の大きさにもかかわらず、伝記の上では極めて具体性に乏しい。ことに晩年を除いてこの傾向が顕著だが本書状は、その欠の一部を補う意味において極めて注目に値する。

従来維新前に書かれた芳崖の消息は珍しく、ことに安政四年は芳崖にとって母の死、二度目の帰邑、結婚などの件が諸本区区の記載があつて、それらを詳らかにする点においても本書状の資料的意義は少くないものがある。

また書状の中には、個性的で自由豁達な筆致によるハリスを描いた挿絵も挿入されていて、芳崖研究にとっては興味深く、貴重な資料と考えられるので、ここに紹介しておきたい。

書状の大きさは豎一六・四センチ、全長一三四センチの美濃紙で、その内容は、冒頭に山崎俊貞の子息、即ち妻よし女の舍弟、哲平の就学に際しての意見が開陳される。いま一つは書状の大半を占めるもので、それは恐らく當時江戸における一大ニュースであったであろうタウンゼンド・ハリスの登城について記される。下田に

来航したハリスは、大統領書翰^{註3}を直々將軍家定に捧呈するため、下田を発して江戸に至り、城中において謁見を受ける。芳崖はこの間の、道中並びに殿中における顛末を、伝聞により絵入りで遙々故郷に報じている。

文面は書状全容を挿図に掲げ、下によみを記してあるので参照されたい。

(二)

挿絵は書状の文字と同筆で練達な描写が示される。画面二人の洋服姿は、芳崖が記入しているよう手前がハリスで、別の通便と書込まれているのは、通訳のオランダ人ヒュースケンである。下田奉行とある長袴姿の先導役は、即ち当時の下田奉行井上信濃守^{註4}であろう。文中に

「礼ツ坐之中御上近く相成候處ニ而如此笠をとり候由」

とあり、記録通り帽子を手に将軍の側近く井上信濃守に誘導されすすむ場面が描かれる。

ただしこの生彩ある挿図も、図の左端に書かれる文面によると、どうやら芳崖がその場に列坐して、使節らを直接目撃してのスケッチではないらしい。即ち

「先生様御宿図如此御座候」

とあって、この挿絵は、芳崖の師狩野勝川院雅信^{註5}の縮図によつて描かれていることが明記される。

勝川院の縮図が如何なるものであつたか、現在それを見る術もないが、いづれにしろハリスの容貌における酷似性、服装の記録との一致等を考慮すると、殿中で一行を目撃しての写生と考えるのが妥当であろう。

国書捧呈の日の記録は、現在数多く残されている。然るに残念ながら勝川院の列坐は、記録の中には止められていないのである。

国書捧呈の日は、安政四年十月二十一日（一八五七年十一月七日）で、当日の次第については「温恭院殿御実紀」、「大日本古文書」（幕末外國關係文書之十八）「ハリス日本滞在記」^{註6}等にその詳細な記録が残される。

十月二十一日米国総領事ハリス登城謁見次第書中の出仕者には、

一哲平様如何被成候哉只註I

家、雁之間詰、同嫡子、御奏者番、同嫡子、菊之間緣頬詰、布衣以上之御役人、法印法眼之醫師登城

今之處ニテ一応是非医学
御手初免被成置候事可ん(め)
要之事ニ御座候(か)
白科方(并)註II

とあり、出仕者は法印、法眼之医師をもって畢ついて、絵師勝川院の名はここで
はあがつていなし。また当時の出版物（「泰平万代大成武鑑」安政四年丁巳）等に徵して
も、狩野家で御医師並の扱を受けているのは狩野永惠立信^{註11}、同探原守経^{註12}の二家だけ
で、勝川院雅信にあつては法眼であるにもかかわらず御医師並の記録はみられない。
したがつて、当日正式には列坐していなるのだが、縮図があるという
ことは内々の登城が許されたと見るべきなのであらうか。

存候尚文学一偏其後ハとも
角も先只今之処ニてハ御家
業御手初実ニ可ん要ニ奉
存候 私よりも御進免可ニ由

上二候

一、アメリカ人先十月十

四日伊豆下田ヨリ江戸江罷

出候 右アメリカ人其国の使セツ

ニ而國王より之書翰直々差上候期

とある。挿絵におけるハリスの服装は、ほぼ日記の記述通りと解しても、大きな誤りはないであろう。しかし、ヒュースケンに至っては海軍の通常服に制刀というには些か疑問が残る。ヒュースケンの服装が異なる点については、短時間の観察では、その関心が専らハリスに灌がれ、通弁の服装もハリスと大差ないように見えた上で、の誤であろう。

めこんだ飾劍であった。ヒュースケン君の服装は、海軍の通常服で、それに海軍の制刀と上反り帽とをつけた。

ある。挿絵におけるハリスの服装は、ほぼ日記の記述通りと解しても、大きな誤りはないであろう。しかし、ヒュースケンに至つては海軍の通常服に制刀というには些か疑問が残る。ヒュースケンの服装が異なる点については、短時間の観察では、その関心が専らハリスに灌がれ、通弁の服装もハリスと大差ないよう見えた上での誤であろう。

兎もあれ当時洋装に対する知識も浅い中で、斯様なスケッチを得たことは、直視なくしては不可能のことと思われる。

合申ニ付至極此方ニてもこま
候て漸々なだ免^(め)廿一日御目見
ニて御老中迄御前ニ於て差

本書状の文面により明らかとなつたのは、まず安政四年秋、当時三十歳の芳崖は江戸に在つたという事実で、この点については従来全く知られていなかつたといつていい。

(三)

芳崖の長府、江戸の往復は、最近の出版物によると長府帰邑が嘉永四年（第一回）、
安政二年（第二回）、元治元年（第三回）で、江戸行は弘化三年（第一回）、嘉永五年
(第二回)、万延元年(第三回)となつてゐる。
註13

美術研究三一
一
一
號

30

これによると第二回帰邑以来万延元年に至る五年間は長府在住ということになる。

目礼仕候も御大名方江ハ少も

礼無レ之至極たくましき振舞

之由只下田より一人ニテ江都

江罷出候 通使蘭人註IV一人を供

し子フ川関所ニ而も駕註V

之戸引せぬ副ニて至極面倒有之

候よし是ハ彼まけ候由アメ

リカ人之方勢ひ能く相見

申候 其前使セツ江都罷出

直ニ書翰上江差出し候を申

出下田奉行老中方色々

御評議何とハいたし江都え

出ぬよふ申なだ免候得共中々

(承)尚前之理能くいなみ難く

其意ニまかせ登城ニ及び候

期合と相見申候 且右ニ付

たづ手ニあせをにぎり相

(承)つ免られ候事ニ御座候処先無事

御大名御役人方目もはな

御目見之節もれツ坐之

御大名御役人方目もはな

前年の春、米船の下田来津は国々にまで伝播され、長府の芳崖も江戸のトピック

スをよそに安閑としてはいられなくなつたのである。新妻を置いて一人江戸行となつたが、書状にはその関心の程が活々と躍動している。

本書状を紹介するにあたり、御所蔵者狩野弘氏に写真撮影及び諸資料の御提供を頂き、また芳崖関連資料については山口県立美術館木本信昭氏、東京大学資

八日本之困窮と申評ばん

ニ御座候

(挿絵)

使セツ

通便

下田奉行

先生様御宿図如レ此御座候
(縮)
礼ツ坐之中御上近く相成

候処ニ而如レ此笠をとり候由
おりノヘ懷中より○レ如レ此

目かねを出し御坐敷くまノヘ

御舞台等チヨロノヘ見直ニ

懷江納候由

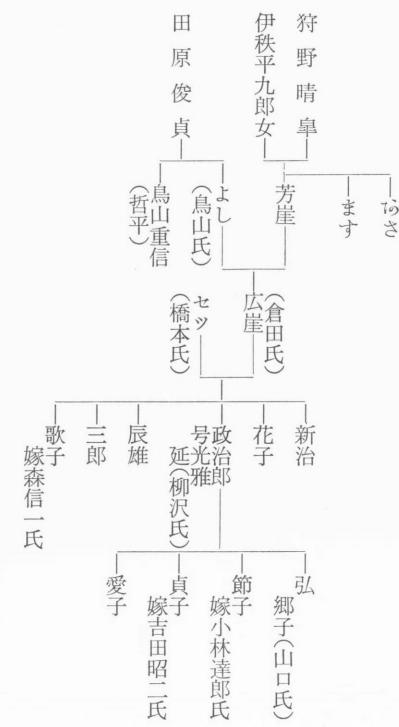
且又上ヨリ

御馳走之事も下田ニ而期合
(泊)

いたし吳候由申置右ニ付登城

註

1 出版社勤務。
芳崖の家系



2 Townsend Harris (1804—1878) 安政開港後最初の米国公使。ニューヨーク州に生

れ、少年の頃から職に就き、のち東洋貿易にたずさわった。趣味は専ら読書で、智的な母の存在が彼を励まし、生涯独身で終えた。中途外交官を志し、のちペリー提督らの推挙によって一八五五年我國駐劄の総領事兼外交代表に任命された。修交通商条約締結の要務を帯び安政三年七月下田に来航し、爾後下田に在って一年有余の折衝により、將軍に四年十月謁見を許された。翌五年条約調印の任務を達成し、文久二年四月帰任した。

3 Franklin Pierce (1804—1869) アメリカ合衆国第十四代の大統領。一八五二年民主党より立候補して大統領に当選し、五二二年より五七年まで就任した。イギリス、日本との修交通商条約締結に成功した。

I 鳥山重信。哲平（一八四一—一九一二）芳崖の妻よしの実弟。長府の儒者白杵駿平の門に入り、のち駿平の養子となる。報國隊に入り、敬業館教務を担当する。明治五年上京し、三重県、長野県等に勤め、内務省県治山局次長を最後に同二四年退官した。その後、郷里富任に帰り、大正元年十月廿七日死去した。妻は諸葛秋錦の娘寿賀子（藩中略譜。長府旧臣列伝。長府名勝旧宅址記）

II 白杵駿平、儒者。昌平黉に学び敬業館教授となる。名は鎮張、号横波。俸禄四十石。

III 書状は宛字が多く、読みが難しい。一応「期」と読んだが後教を俟ちたい。

IV Henry C.J. Heusken (1832—1861) オランダ人、日本駐劄アメリカ公使館通弁官。アムステルダムに生れ、はやくアメリカにあり、安政三年七月ハリス赴任の際、通弁として同行した。蘭、英ほか各国語に通じ、日本人によく昵んだが、万延元年十二月浪士

料編纂所加藤秀幸氏に御教示いただいた。ここに厚く御礼申上げる次第である。

に襲われ路上で殺された。墓所が麻布光琳寺に在る。

V

「亞米利加使節出府ニ付、通行之模様粗見聞仕候次第、内密以書取奉申上候」

亞墨利加使節コンシール、セ子ラアル、官名トウンセント、ハリス人名四十一才、通弁官ヘール、ハ、セイ、ヒウスケン、二十六才、当月七日、豆州下田出立、同九日、三島宿泊、三島明神江参詣、金糸分寄附仕候由、十日、箱宿御関所ニ至り、御番所前にて、乗物之戸引明ヶ通候儀、御国例之旨、御附添中御申聞之処、承知不仕、□□差縫、凡毫時半程同所滞留、ハルリス答ニは、追而其筋御証文を以断相達、番衆無念に致間敷申募り、御番方ニ而是、御法則之趣、厳格之御断有之、御役々御取計方鑑より差支、依之臨機之御取計を以御関所前ニ至り、附添之侍乗物之戸を二三尺無体ニ引明ヶ、通行相済候處、出し抜き候致方と、深く立腹いたし候由、云々。

増上寺上野浅草是を

見物いたし度由申出候由

私事無事少も御気遣

被^二成下^一間敷相不替勤業仕候

間左様御承知可被^二成下^一候

何分にもおよし事御願申

上候 謹言

十一月六日 狩野勝海註VII

田原俊貞註VI
以下

(折)
尚節角時候御用心專一

ニ願奉^レ存候 余ハ後音

万々可^ニ申述^ニ候 以上

VI 田原俊貞の女。(天保六年九月二八日—明治廿年七月一〇日)

VII 芳崖先生遺墨全集(大正十年西東書房)では「勝海」「雅道」「勝海筆」は、二十三才頃より四十才頃まで用いられたとある。「芳崖」は義弟鳥山重信と相談の上、「法外」を「芳崖」に改めたというので、大凡そ結婚を境に漸次「勝海」は「芳崖」に替ったと思われる。

VIII 下関郊外安岡字富任の医家田原家の養子となる。広瀬淡窓に学び、長崎で蘭医学をおさめ養活堂と号した。

4 註17 参照

5 狩野勝川(一八二三—一八七九)木挽町狩野家最後の画家。名雅信。号素尚斎。幼名朱次郎。狩野晴川院養信の嫡子。画を父に学んで幕府御用絵師を世襲した。弘化元年法橋、法眼。万延元年法印。維新後は、妻の実家である鍋島直茂の飯田町邸内に居住した。一男一女あり。世情騒乱のため画家の将来を断然し、子らに狩野の本姓「階堂」を名乗らせ、医学を修めさせた。明治十二年病死し、谷中墓地に葬る。

6 国史大系第五十巻続徳川実紀第三篇昭和十年刊

7 東京帝国大学文学部史料編纂係発行大正十四年刊

8 坂田精一訳岩波書店全三冊昭和廿八年刊

9 安政四年十月廿一日 亞墨利加使節登城拝謁。一亞墨利加使節登城。御目見就^レ被^二仰付^一。溜詰。御譜代大名。同嫡子。御奏者番。同嫡子。菊之間縁頬詰。右嫡子ども。布衣以上之御役人。法印法眼之医師登城。出御之節ニ至り。大目付より下田奉行江会^レ有^二之。下田奉行井上信濃守使節召連登城。通弁官ハ大手馬所而下駕。役々付添。下田奉行案内す。御玄関階上江大目付一人。御目付一人出迎。一揖之後令^ニ案内^一。使節ハ殿上間御下段襖之際北向ニ罷在。通弁官ハ御同所西の方張附際ニ罷在。但し何れ茂椅子令^レ着之。下田奉行差添罷在。書翰ハ台ニ載。使節之脇ニ置^レ之。御用掛之面々一同出席。及^ニ挨拶^一候事。「出御前大目付案内ニ而。使節殿上間より。大広間御車寄之際仮控所江相越。書翰ハ通弁官持^レ之相從。但し此処ニ而椅子相用。下田奉行差添罷在。大目付ハ

板縁ニ罷在。但し此時御目見習礼を致す。「大広間江 出御。御立鳥帽子。御小直衣被レ為レ召。御先立久世大和守。御太刀。御刀御小姓持之。御上段江七重之御厚畳。錦を以包之。四方之角江紅之大絵附飭。御刀掛置之。御曲録江着御。御上段。御中段。御下段並御縁通り。御簾卷揚之。御後座ニ御側衆。并御太刀之段。奥方之面々伺候。「御縁頬江若年寄。御側衆着座。」御下段西之御縁頬江脣を敷。高家。雁之間詰之四品以上之輩列座。「二之間北方之方ニ一本目御柱辺より。御襖障子際東之方。四品以上之御譜代大名。雁之間詰。御奏者番菊之間縁頬詰。右嫡子弟も。布衣以上之御役人。法印法眼之醫師列居。出御之節ニ至り。大目付より下田奉行江会糺有之。下田奉行使節召連。二之間御縁頬一控有之。書翰ハ通弁官持之引続罷在。「備中守 御前を伺。使節可差出旨。御奏者番大目付江会糺。大目付より下田奉行江会糺之時。披露之御奏者番。御下段下より一脣日東之方江罷出。下田奉行使節召連罷出。御下段御敷居際板縁ニ着座。御下段下より一脣日江罷出。通弁官ハ書翰を持板縁ニ罷出。此時亞墨利加大統領より之口上申上之。和解左之通。」

殿之下意ニ適ハセ度とのマイエスティト合衆國之大統領よりの吾が信書を捧る時。殿之下之安全幸福。及殿之下之都繁盛ニ為べき之為。マイエスティト大統領誠ニ願えるを。殿之下述る事を予ニ命ぜり。吾も合衆國全權使節之重大なる事を。

殿之下之庭ニ於而全ふせん為拵ばれしは大なる名譽とす。且両国永久懇切之緒を堅結ぶハ。吾が懇願なる故。此良目當を遂を遂る迄。慥ニ一の丹誠をなすべし。

上意。遠境之處。以使節書翰差越。令満足二候。猶幾久敷可申通。此段大統領江宜可申述。「其時通弁官書簡使節江渡之。板縁江退。備中守座を立。書翰請取之復座。御会糺有之。使節拵て退去。(温恭院殿御実紀—統德川実紀第三篇国史大系第五十卷)」

10 大日本古文書—幕末外国關係文書之十、安政四年十月二十一日米國總領事ハリス登城謁見次第書

11 狩野永惠(一八一四—一八九一)文化十一年十二月十五伊川院法印栄信の次男として生れ、宗家祐信の養嗣子となつた。幼名熊五郎。名立信、号永惠、晴雪斎。安政四年法眼。維新後は官に用いられ画壇的にも中核となつて活躍した。帝室技芸員。

12 狩野探原守経(一八二九—一八六六)鍛冶橋狩野九代目の画家。

13 西谷重道「狩野芳崖年譜の考証について」(二二彩、三〇六号)

14 同前

| | | |
|---|--|-----------|
| 一 達磨図(原色刷) | 額装 紙本油彩 縦四三・六cm 横五四・九cm | 奈良 天理図書館蔵 |
| 二 達磨図 | 額装 紙本油彩 縦八九・七cm 横二九・五cm | 奈良 天理図書館蔵 |
| 三 達磨図 | 額装 紙本着色 縦五七・二cm 横六六・五cm | 群馬 万福寺蔵 |
| 四 達磨図 | 額装 紙本油彩 縦四三・六cm 横五四・九cm | 佐賀 円通寺蔵 |
| 五 茶壺華山口覆 牡丹唐草文金華山 和歌山 | 口蓋を覆う中央凸部の径一五cm | 紀州東照宮蔵 |
| 六 a 茶壺底敷ぶとん 赤地紋ビロードの二枚同 | 一枚が二六cm前後の四角 | |
| b 茶壺袋(小面) 薄浅葱地牡丹唐草文緞子 同 | 底の径一四cm 底裂の縫目から口まで五〇cm | |
| 七 a 赤地紋紗袍 左方 部分(和歌祭舞楽装束E ¹) | | |
| b 赤地袍 左方 部分(同E ³) | | |
| 八 a 半臂 左方 部分(和歌祭舞楽装束E ¹⁰) | 後丈一四七cm 衣行一〇一cm 後身巾三四cm 袖丈七六cm | 同 |
| b 下襲 右方 下前部分(同E ¹⁶) | 後丈二七一cm 前丈一一六cm 衣行一〇八cm 後身巾四三・五cm 袖丈五九cm | 同 |
| 九 狩野芳崖書状(安政四年十一月六日付)(原寸) | 後丈一八九cm 前丈一〇一cm 後身巾三七・五cm 袖丈五八cm | 東京 狩野弘氏蔵 |
| | 五一八 神谷榮子「新資料 紀州東照宮の服飾類 下」参照 | |